

福祉生活病院常任委員会資料

(令和元年6月10日)

【 件 名 】

- 1 旧優生保護法に基づき不妊手術を強制された者による国家賠償請求訴訟の判決概要及び鳥取県の対応状況等について
(福祉保健課)・・・1
- 2 保育士等の配置基準の弾力化(鳥取県児童福祉施設に関する条例・鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)に関するパブリックコメントの実施について
(子育て応援課)・・・2
- 3 改正健康増進法(令和元年7月1日施行)に伴う対応等について
(健康政策課)・・・5
- 4 鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画の改正について
(健康政策課)・・・7
- 5 鳥取大学、鳥取県国民健康保険団体連合会及び鳥取県の連携に関する協定の締結について
(医療・保険課)・・・8



旧優生保護法に基づき不妊手術を強制された者による国家賠償請求訴訟の判決概要
及び鳥取県の対応状況等について

令和元年6月10日
福祉保健課

1 国家賠償請求訴訟の判決の概要

旧優生保護法の下で知的障がいや理由に不妊手術を強いられたのは違法だとして、2人の女性が国に損害賠償を求めた訴訟の判決が5月28日に仙台地方裁判所で言い渡された。

(概要)

「旧法は違憲で、無効である。一方、国が立法措置をとらなかったことは違法ではない。手術から20年以上が経過して原告らの損害賠償請求権は消滅したとして賠償請求を退ける。」

<強制不妊訴訟の主張と判断>

争点	原告側	国側	仙台地裁判決
旧法の違憲性	子を産み育てるかどうかの自己決定権を侵害し、法の下に平等に反して違憲	(「争点にならない」と認否を示さず)	旧法は個人の尊厳を踏みにじる悲惨なもので、幸福追求権を定めた憲法13条に違反し、無効
国側の立法不作為	違憲な強制不妊手術を漫然と続けた。旧法改正後も補償法の立法を怠った	被害者は国家賠償法で国を訴えることができた。補償法の立法義務があったとはいえない	国家賠償法とは別の法律をつくる必要性はあった。ただ、国会にとって立法措置が必要不可欠かどうかは明白ではなかった
除斥期間	旧法に疑義を示す学説、判例がない時代に国を訴えるのは不可能だった。除斥期間の適用自体が違憲	手術から20年の除斥期間が過ぎており、損害賠償請求権は消滅している	国賠法に基づき賠償請求できる。除斥期間(20年)を適用することは憲法に違反しない

・原告2人は、判決を不服として5月31日に、仙台高裁へ控訴した。

<他地裁の状況>

・他に、札幌地裁、東京地裁、静岡地裁、大阪地裁、神戸地裁、熊本地裁で係争中であり、これらの判断も注視していく。

<その他>

厚生労働省は5月24日に旧優生保護法下で不妊手術を強いられたとして救済法に基づき一時金320万円の支払いを求めた北海道と宮城県の60代～80代の女性5人に対し、手術記録が確認されたことを理由に支給を決定したことを公表した。

2 県の対応状況

県が把握した被害者等(被害者の可能性があり調査中の者・物故者等を含む。)は、前回報告時(36人)から新たに4人の相談を受け付け、40人となった。

このうち個人を特定できている者について、個別の状況に合わせて、本人、法定代理人、家族等へ一時金支給制度の説明や一時金請求の意向の確認を継続して行っており、うち4人の一時金請求書を国へ進達した。(6月7日現在)

<参考>

○県が把握している被害者等の対応状況(6月7日現在)

- ・県が把握している被害者等の人数：40人
(5月21日の常任委員会で報告(5月17日現在)した人数36人から4人増加)
- ・生存者(非該当を除く)：20人
(5月21日の常任委員会で報告(5月17日現在)した人数16人から4人増加)
- ・物故者及び非該当：13人
(5月21日の常任委員会で報告(5月17日現在)した人数12人から1人増加)
- ・不明：7人
(5月21日の常任委員会で報告(5月17日現在)した人数7人と同一)
- ・一時金請求書の進達人数：4人
(5月21日の常任委員会で報告(5月17日現在)した人数1人から3人増加)

<その他>

・県では、一時金支給以外の相談支援(健康に関する悩み相談、訴訟支援等)も引き続き実施している。

保育士等の配置基準の弾力化（鳥取県児童福祉施設に関する条例・鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正）に関するパブリックコメントの実施について

令和元年6月10日
子育て応援課

全国的な保育士不足を背景に、平成28年4月に公布された国の省令において、保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）における保育士及び保育教諭（以下「保育士等」という。）の配置要件に特例措置が設けられました。これに伴い本県においても、保育士等の労働環境の改善と年度中途の待機児童の解消を図るため、鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正し、令和2年3月31日までの間に限定し特例措置を設けているところです。

今年度末に当該措置の期限が到来することから、今後のあり方について検討を行う上での参考とするため、次のとおりパブリックコメントを実施します。

1. 募集期間（予定） 令和元年6月24日（月）から7月16日（火）まで
2. 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱（県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館に設置）、市町村窓口
3. パブリックコメントの内容
保育士等の配置基準の弾力化に係る以下の特例措置について、広く意見を募集します。
 - (1) 朝夕等の児童が少数となる時間帯等における職員配置に係る特例
保育士等は最低2人の配置を求めています。朝夕等の児童が少数である時間帯で基準上必要となる保育士等の数（※）が1人となる場合に限り、保育士等のうち1人に限り、知事が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることを可能とします。
 - (2) 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例
保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、保育士に代えて活用可能とします。
 - (3) 8時間を超えて開所する保育所等における保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例
11時間開所8時間労働としていることなどにより、基準上必要となる保育士等の数（※）を上回って配置している保育士等については、知事が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることを可能とします。
 - (4) (2)及び(3)の特例を適用する場合における職員配置
(2)及び(3)の特例が適用された職員を配置できるのは、各時間帯において基準上必要となる保育士等の3分の1を超えない範囲に限ります。なお、認定こども園における学級担任については、特例が適用されません。
 - (5) 保育の質確保のための研修受講
保育の質を確保するため、保育所等の設置者は、弾力化により新たに保育士等に代わって保育に従事する職員に対して、県が別に実施し、指定する研修を受講させることとします。

※基準上必要となる保育士数は、次の表により算定します。

区分	配置基準（児童数：保育士数）
0歳児	3：1
1歳児・2歳児	6：1
3歳児	20：1
4歳児以上	30：1

- (6) 特例措置の適用期限
令和7年3月31日まで（5年間）

4 市町村・関係団体等の意見

(1) 市町村・保育施設等

	特例措置の延長を希望					希望 しない	
	3年	5年	無期限	分からない	未回答		
市町村	18	3	7	8		1	
保育施設等*	102	15	23	61	1	2	4

※192施設中 106施設が回答（回答率 55.2%）

<特例措置の延長を希望する理由>

- ・ 保育士等の確保が難しい。
- ・ 日中の子どもが多い時間帯に保育士が従事できる。朝夕の当番体制に就業していただくことで、保育士は大変助かる。
- ・ 朝夕等の児童が少数となる時間帯等における特例が終了すると、保育士（担任）が早番、遅番勤務の相当数を担うことになり、保育士が疲弊感を感じる事が予想される。
- ・ 今後も保育士不足が見込まれる。職員の処遇改善に加えて配置基準の見直しなど、保育現場の状況に応じた改善が進み保育士不足が解消されるまで配置基準を弾力化する特例措置は必要。
- ・ 定員を超える利用希望の実態があるが保育士が不足しており、職員配置が難しい状況にある。保育士の負担が年々増加する中において、子育て支援員の職員は貴重な人材となっている。

<延長を希望しない理由>

- ・ 保育士の質の低下を懸念する。
- ・ 児童数が少なく雇用の必要がない。仮に雇用して、その後有資格者が見つかった場合の対応に困る。

(2) 保育・幼児教育関係団体からの意見

<鳥取県子ども家庭育み協会>

- ・ 保育士確保が困難な状況下では、特例措置の延長は当面必要な措置である。
- ・ ただし、あくまでも時限的な取り扱いが必要で、なし崩し的に実質「規制緩和」に向かうことは避けるべきであり、特例措置の延長は終期を設定すべきである。

<鳥取県私立幼稚園・認定こども園協会>

- ・ 基本的な知識や対応力を備えた子育て支援員や小学校教諭等の活用は、保護者にとって安心と信頼の保育につながっている。
- ・ 保育士等の不足がすぐに解消できるとは考えにくく、特例措置の延長は無期限も含め可能な限り長い期間が望ましい。
- ・ さらに、朝夕等の児童が少数となる時間帯等における職員配置に係る特例で配置が認められる者に幼稚園教諭等を加えること、幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例で中学校教諭など他の免許状を有する者の配置を認めることについても検討を希望する。

5 今後のスケジュール

- 6月21日 鳥取県社会福祉審議会児童福祉分科会での意見聴取
- 6月24日～ パブリックコメントの実施
- 9月 鳥取県議会9月議会 条例改正付議（特例措置の延長をする場合）

1 子育て支援員の配置状況（3月末現在）（単位：人）

施設区分	H30	H29	H28
保育所・認定こども園	158	98	44
地域型保育事業所	10	10	3
放課後児童クラブ	56	56	60
ファミリー・サポートセンター	4	9	12
一時預かり事業	7	4	7
地域子育て支援拠点事業	24	21	4
利用者支援事業	8	5	12
社会的養護施設	0	0	1
合計	267	203	143

2 保育士等の配置基準の弾力化の実施状況

	H30	H29	H28
実施施設数 (県内の保育所・認定こども園の施設数)	61 施設 (192 施設)	40 施設 (192 施設)	19 施設 (193 施設)
弾力化実施施設における保育士以外の配置人数	145 人	77 人	30 人
子育て支援員	97 人	56 人	14 人
常勤で1年以上の従事経験者	20 人	10 人	12 人
幼稚園教諭免許状保有者	19 人	8 人	—
小学校教諭免許状保有者	3 人	1 人	3 人
養護教諭免許状保有者	6 人	2 人	1 人

3 本県の待機児童数の推移（過去5年）

年度	4/1 時点	10/1 時点
26 年度	0	89
27 年度	0	56
28 年度	0	82
29 年度	0	116
30 年度	0	103

4 鳥取県における保育士の有効求人倍率の推移（鳥取労働局調べ）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
4 月時点	0.82	1.05	1.54	1.68	2.18	2.27
10 月時点	1.72	1.62	2.31	4.09	2.64	3.42

改正健康増進法（令和元年7月1日施行）に伴う対応等について

令和元年6月10日
健康政策課

健康増進法の一部改正（平成30年7月25日公布）による受動喫煙防止対策強化に伴い、各施設管理者は施設の種類ごとに一定の受動喫煙防止対策が義務化されることとなりました。

このうち、学校、病院、児童福祉施設、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎は第一種施設として、令和元年7月1日から原則敷地内禁煙となることから、以下のとおり、事前に必要な対策を講じていただくよう説明会を開催しました。

また、5月31日は世界禁煙デーであり、その機会を活用し受動喫煙防止の県民への普及啓発を行いましたので、併せて報告します。

1 法施行に伴う第一種施設（市町村、学校、医療機関、児童福祉施設等）への対応

(1) 規制の概要

学校、病院、児童福祉施設、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎は第一種施設として位置づけられ、原則敷地内禁煙。ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

(2) 説明会の開催状況

① 日時及び場所

(東部会場)

5月29日(水) 午後1時30分から3時 鳥取県東部庁舎 講堂

(中部会場)

5月31日(金) 午後1時30分から3時 新日本海新聞社中部本社ホール

(西部会場)

5月30日(木) 午前10時から11時30分 西部総合事務所 講堂

② 内容

公立学校を除く第一種施設に向け、対応が必要となる健康増進法の一部改正（受動喫煙対策）の概要について説明するとともに、受動喫煙の健康被害について禁煙指導医による講演を実施した。

※公立学校については、敷地内禁煙未実施の学校について県教育委員会教育総務課から各市町村教育委員会へ各学校での対応を検討していただくよう説明し了解済み。

※5月28日に厚生労働省主催の説明会が開催され、当県からも出席した。

2 世界禁煙デー及び禁煙週間の取組

喫煙防止対策の取組として、世界保健機関（WHO）が定める世界禁煙デー（5月31日）及び厚生労働省が定める禁煙週間（5月31日から6月6日）において、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を行った。

(1) 中部世界禁煙デーイベント（主催：鳥取県中部世界禁煙デーイベント実行委員会）

日時：5月26日（日）午前9時から正午

場所：倉吉パークスクエア ふれあい広場

内容：禁煙標語コンクール一般投票、啓発チラシ等配布 等

(2) 世界禁煙デーin米子（主催：世界禁煙デーin米子実行委員会）

日時：6月2日（日）午後1時から3時

場所：イオン米子駅前店

内容：専門医による禁煙相談、各種健康チェック、禁煙標語・ポスターの展示 等

(3) その他

県及び市町村において、世界禁煙デー及び禁煙週間に合わせ、パネル展示等、喫煙防止対策、禁煙対策に関する取組を実施した。

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

1

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 ※1)	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用(喫煙のみ)内での喫煙可)	【加除式たばこ(※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可)	別に法律で定める目までの間の措置 既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可
飲食店			

- ※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
 ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。
 ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。
 注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
 注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

2

鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画の改正について

令和元年6月10日
健康政策課

1 概要

平成26年1月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に基づき、鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、対策を進めているところですが、鳥取市の中核市移行に伴う保健所設置、県が実施してきた訓練の成果の反映、政府方針の変更等により、この度行動計画を改正することとしました。

今後、パブリックコメント、関係団体への意見聴取の結果を反映し、最終案を取りまとめる予定です。

2 主な変更内容

(1) 鳥取市保健所の設置に伴う改正

- 県と鳥取市が連携した対応等を行うこと
 - 県下で統一的な対応を行うため、県と鳥取市の対策本部を合同開催すること
 - 県保健所と鳥取市保健所で技術的な検討を行う保健所連絡調整会議を開催すること
 - 平時からの連携を強化するため、県と鳥取市の合同訓練を実施すること
 - 各対策に、鳥取市保健所も位置づけたこと
- ※ 鳥取市も同様に計画を変更する予定

(2) 発熱相談センターへの名称変更

- 県民にわかりやすい名称とする観点から、「帰国者・接触者相談センター」を「発熱相談センター」に名称を変更する

(3) 外国人の増加に伴う対応方策の改善

- 広報等の多言語化、発熱相談センターでの外国語対応強化（専用電話回線の設置・多言語通話サービスの導入・外国人相談窓口との連携）、医療機関での通訳サービスの推進を図ること
- 県内の港湾に入港するクルーズ客船に対しては、船内の健康異常者の把握に努め、健康異常者があった場合は関係機関と連携して対応を行うこと

(4) 県民への情報提供に当たっての改善

- 県民が知りたい情報を端的に、平易な文章で行うことを明確化する
- 高齢者、障がい者等に対する配慮、個人情報保護と公益性を考慮することについて規定する
- 感染拡大防止の観点から、直接医療機関を受診せず、事前に発熱相談センターに電話で相談することとし、その周知を図ることを明確化する
- 情報提供手段に、ソーシャルネットワークも追加する

(5) 「県の役割」の明確化

- 「県の役割」に、本県における対処方針の決定、県民への周知、対策実施を明確化する

(6) 国の計画等の見直しによる改正

- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針について、国の見直しに合わせて変更する
＜参考＞見直し後の本県の備蓄目標量：78.6千人分（見直し前：119.5千人分）
- 適正な感染防護具を使用した医療従事者は、濃厚接触者として取り扱わないことを規定する

3 今後の予定スケジュール

日程	項目
6月	パブリックコメント募集
	関係機関意見照会（鳥取市、市町村、指定地方公共機関、協力医療機関等）
9月	議会報告（附議案）
10月	内閣総理大臣報告（新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条）、公表

鳥取大学、鳥取県国民健康保険団体連合会及び鳥取県の連携に関する協定の締結について

令和元年6月10日

医療・保険課

医療・健診・介護等に関するビッグデータの調査・研究及び予防・健康づくりのための先進的な技術・プログラム等を開発し健康寿命の延伸につながる取組を行い、安心していきいきと暮らせる鳥取県を実現することを目的とし、鳥取大学及び鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）と連携協定を締結しましたので報告します。

今後、国保連は保険医療機関から請求のあったレセプトデータ（診療報酬明細書）や市町村が実施する健診情報等を鳥取大学に提供し、鳥取大学は提供データの研究・分析及び健康づくりのためのプログラム等の開発を行い、県はその成果を県内保険者（国保、被用者保険）へ展開及び県の施策に反映させていきます。

1 日時 令和元年5月27日（月）10:00～10:30

2 場所 鳥取県知事公邸

3 出席者 国立大学法人鳥取大学 学長 中島 廣光（なかじま ひろみつ）
鳥取県国民健康保険団体連合会 理事長 石田 耕太郎（いしだ こうたろう）
鳥取県 知事 平井 伸治

4 連携の概要

連携1：医療等ビッグデータの調査・研究

（概要）医療・健診・介護等の多様なデータ（医療行為や処方薬など）を基に、健康課題の対策の調査・研究を行い、効果的な保健事業等の展開と更なる取組効果の向上を図る。

連携2：予防・健康づくりのための先進技術・プログラム等の開発と広域的な展開

① ロコモ予防、フレイル対策等、健診と運動プログラムの展開

（概要）運動器障害等の予防に向けて、最新の研究やデータに基づいた予防プログラムを開発し、全県展開を図る。

※ロコモ（運動器症候群：ロコモティブシンドロームの略）：運動器の障害により要介護になるリスクの高い状態になること。

※フレイル：高齢になることで筋力や精神面が衰える状態を指す。

② 地域包括ケアシステムの構築

（概要）地域医療の中核となる中山間の医療機関を活用し、市町村と連携して地域包括ケアシステムの構築を推進する。

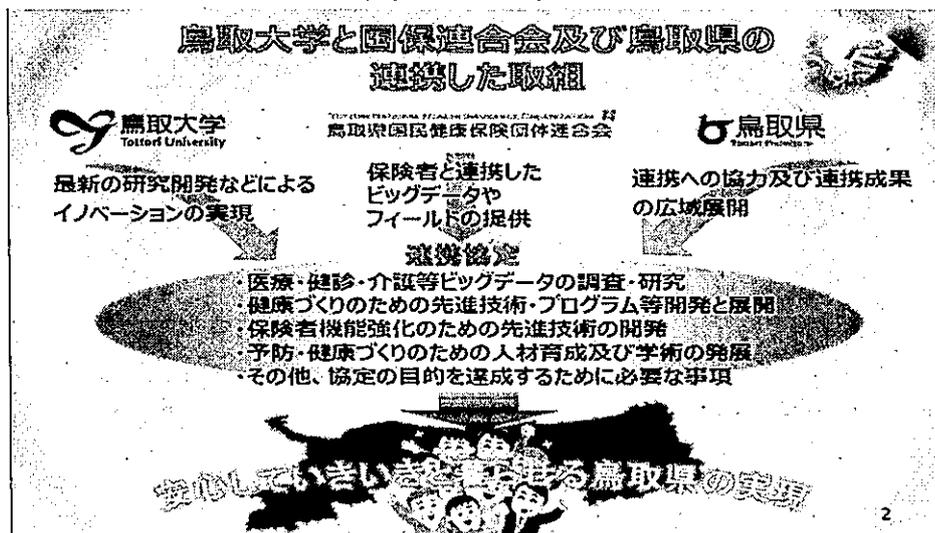
連携3：保険者機能強化のための先進技術の開発

（概要）レセプト点検に活用できるAIシステムの開発など、保険者機能の強化につなげる。

連携4：予防・健康づくりに係る人材育成及び学術の発展

（概要）健康づくりに関する研修会等の開催やデータ分析等を通じて、人材育成及び学術の発展を図る。

【連携事業のイメージ図】



鳥取大学、鳥取県国民健康保険団体連合会及び鳥取県の連携に関する協定書

国立大学法人鳥取大学（以下「甲」という。）、鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）及び鳥取県（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、鳥取県民の医療、健診、介護等に係るビッグデータの調査・研究及び予防・健康づくりのための先進的な技術・プログラム等を開発し、健康寿命延伸につながる取組を行い、安心していきいきと暮らせる鳥取県を実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、双方で保有する人的・物的資源を最大限活用し、次の事項について連携・協働し、丙は、この取組に協力するものとする。その成果については、甲、乙及び丙が協働して、全县の健康づくりの施策等に反映させていくよう努めるものとする。

- （1）鳥取県民の医療・健診・介護等に係るビッグデータの調査・研究
- （2）予防・健康づくりのための先進的な技術・プログラム等の開発と広域的な展開
- （3）保険者の機能強化のための先進的な技術の開発
- （4）予防・健康づくりに係る人材育成及び学術の発展
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協議）

第3条 前条の規定による連携・協働（以下「連携等」という。）の細目等、本協定の実施に関する具体的な事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、連携等を進める際に知り得た秘密を、相手方の承諾なしに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、その締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1ヶ月前までに終了の申し出がない場合は、更に1年間本協定の有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、連携等に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年5月27日

甲 鳥取市湖山町南四丁目101
国立大学法人鳥取大学
学長

乙 鳥取市立川町六丁目176
鳥取県国民健康保険団体連合会
理事長

丙 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

